

スポーツ実施率向上のための行動計画(案)
～スポーツ・イン・ライフを目指して～

スポーツ審議会
健康スポーツ部会

目次

1. スポーツ実施率向上のための行動計画策定の目的
2. スポーツ実施率向上のための行動計画を推進する意義
3. スポーツ実施率向上のための具体的取組
 - (1)全体に共通する取組
 - (2)子供向けの取組
 - (3)ビジネスパーソン向けの取組
 - (4)高齢者向けの取組
 - (5)女性向けの取組
 - (6)障害者向けの取組
4. スポーツ実施率向上のための行動計画の期間
5. スポーツ実施率向上のための行動計画の評価
6. 終わりに

参考資料

1. スポーツ実施率向上のための行動計画策定の目的

2015年(平成27年)10月に発足したスポーツ庁は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としている。

また、「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月24日策定)では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を42.5%(平成28年度調査)から、65%程度とする目標を掲げている。

現在、スポーツ実施率は51.5%(平成29年度調査)となり、上昇傾向にあるが、成人の半数近くはほとんどスポーツをしていないという状況でもある。

「スポーツ¹」という言葉が持つ印象としては、部活動や競技大会での印象から、激しい運動や勝敗を競うことがその要素であると捉えている人も多い。しかし、「スポーツ」は、「deportare」(デポルターレ)という言葉の語源としてもいわれており、この「deportare」という言葉は、「気晴らしをする」、「休養する」、「楽しむ」といったことを意味している。過大な負荷をかけずとも、うまくはなくても、目的をもって、楽しみながら体を動かすことが「スポーツ」であるという考え方を広め、国民全体にその習慣づくりを広げていくことが求められている。

そして、いよいよ、あと2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピック大会は、国民がスポーツに親しむ機運をより一層高める絶好の機会である。

1964年(昭和39年)に、アジアで初めて開催された東京大会を契機としては、新幹線や高速道路といったインフラが整備され、我が国は飛躍的な経済成長を遂げた。

半世紀を経て行われる2020年東京大会では、我が国全体でスポーツの価値を再認識し、自らの健康増進を図っていく、それがレガシーとなると考えられる。そして、これらの取組こそが、高齢社会の中にあっても、活力のある社会を創り出し、「世界に誇れる日本」を取り戻すことにつながるだろう。

また、2020年東京大会の前年(2019年(平成31年))にはラグビーワールドカップ、翌年(2021年(平成33年))にはワールドマスターズゲームズ関西が、

¹ 「スポーツ基本法」(平成23年法律第78号)において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされている。

スポーツには、競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものがある。例えば散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリングもスポーツとして捉えられる。

このように、スポーツは文化としての身体活動を意味する広い概念であり、各人の適性や関心に応じて行うことができ、一部の人のものではなく「みんなのもの」である。(第2期スポーツ基本計画(平成29年3月24日 文部科学省))

いずれも日本で開催されるなど、この「ゴールデン・スポーツイヤーズ」とも称される、またとない機会を契機として、大会の盛り上げとともに自らもスポーツを楽しむという意識改革につなげていく必要がある。

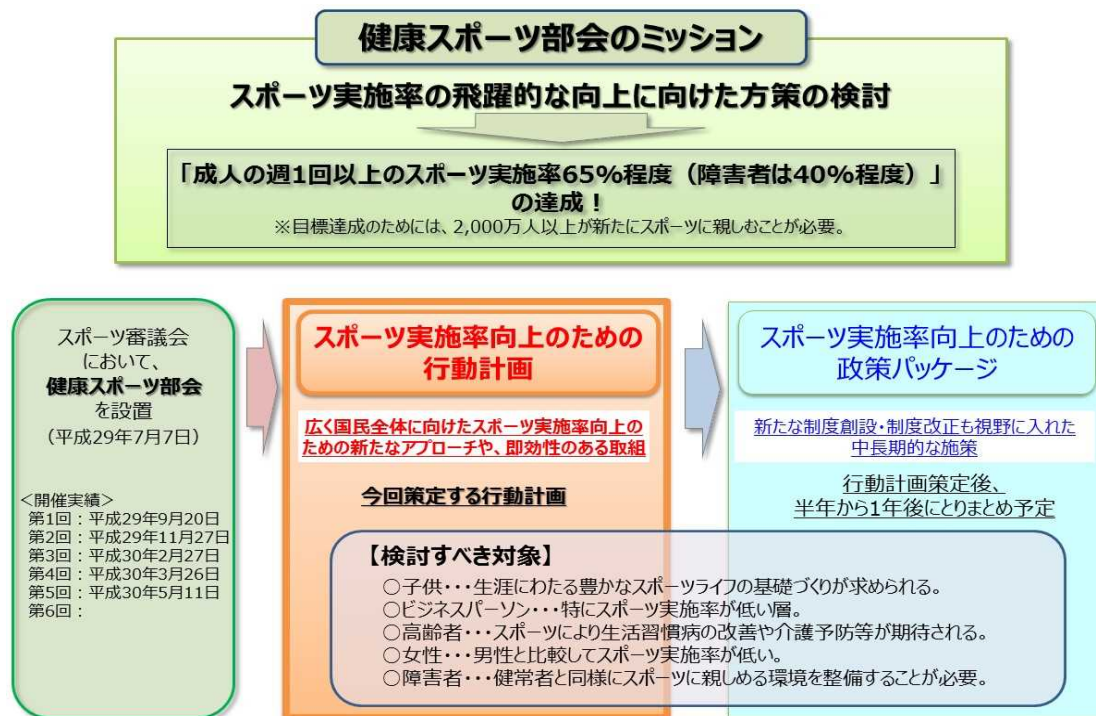
しかし、「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度(障害者は40%程度)」「成人の週3回以上のスポーツ実施率30%程度(障害者は20%程度)」の達成に向けた道のりは決して平坦なものではない。

特に、「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度」という目標を達成するためには、約2,000万人が新たにスポーツに親しむ必要があることから、一人一人がこれまでのスポーツの捉え方を変えていくとともに、スポーツに取り組むきっかけを得やすい環境を整えることが必要である。

これらを背景として、2017年(平成29年)7月にスポーツ審議会の下に設置された健康スポーツ部会では、1年を目途に、スポーツ実施率の向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組を行動計画としてまとめることとされている。

今般、本行動計画をとりまとめるに当たっては、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」という姿を目指した。

なお、新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的な施策については、今後さらに半年から1年をかけて「スポーツ実施率向上のための政策パッケージ」としてとりまとめることとしている。



2. スポーツ実施率向上のための行動計画を推進する意義

スポーツの「楽しさ」や「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、さらに、継続してスポーツを「する」ことで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現していくことができる。例えば、日常的にスポーツを実施している人ほど、生活満足度が高い、ストレス解消効果を感じているとの調査結果もある(平成 28 年度体力・運動能力調査)。

また、スポーツをすることによる健康増進効果もある。広く認知されているように、糖尿病・高血圧・脂質異常症等には、生活習慣が大きく関係しており、食生活の見直し、禁煙、適度な睡眠の確保等と並んで、スポーツの実施も予防の重要な要素となってくる。

現在(2016年(平成28年)時点)、我が国の健康寿命は、男性が72.14歳、女性が74.79歳であり、平均寿命との差は男性が8.84年、女性が12.35年となっている。一人一人が病気や怪我を防ぐという予防・未病の意識を高め、QOL(Quality Of Life)の維持・向上を図っていく必要がある。

本行動計画の推進により、国民一人一人がスポーツをすることを特別なこととらえずに、日常生活の中で自然にスポーツに親しむ「スポーツ・イン・ライフ」を実践することによって、スポーツの価値を享受するとともに、自らの健康増進、ひいては、健康寿命の延伸を図り、健康長寿社会²を実現していくことが求められている。

また、年代、性別、障害の有無等にかかわらず、全ての人々がスポーツを通じて、地域社会の絆を深めることは、健康長寿社会の実現と共に共生社会の実現に寄与するものである。

<健康長寿社会の実現に向けたスポーツの貢献イメージ>



² 「日本では、2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きる」と推計されており、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。こうした人生100年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになる。また、長い人生を通して自分の家族を支えなければならないため共働き世帯が増えるなど、家族の在り方も変化していく。100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が重要である。スポーツや文化芸術活動・地域コミュニティ活動などに積極的に関わることも、個人の人生や社会を豊かにする。(人生100年時代構想会議中間報告(平成29年12月))

3. スポーツ実施率向上のための具体的取組

スポーツ実施率の向上のためには、現在、スポーツを実施していない者を中心に、どのように働きかけを行っていくかという検討が中心となる。

実際には、一人一人のスポーツに対する意識や態度、境遇等が多種多様であることから、一様に論じることはできない。しかし、個別に対応することは現実的でないことから、一定の限界を念頭に置きつつも、年代、性別等による対象毎に、その対応を考えていく必要がある。

そこで、まず、「全体」を対象とした取組を俯瞰しつつ、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎づくりが求められる「子供」(特に幼児期)、特にスポーツ実施率の低い「ビジネスパーソン」、スポーツにより生活習慣病の改善や介護予防等が期待される「高齢者」とそれぞれの年代を対象とした取組をまとめた。加えて、男性と比較してスポーツ実施率の低い「女性」、健常者と同様にスポーツに親しめる環境を整備することが必要な「障害者」を対象とした取組も併せてまとめることとした。

また、上述したスポーツを実施していない者について、その根底には無関心層の存在があることに留意する必要がある。そのため、まずは、スポーツをする気にさせる施策を実施し、その情報を的確に発信して無関心層に届けることが重要である。

次に、スポーツの意義は理解し、自分でもスポーツをしたいと思っているものの、実行に移せていない層が存在する。例えば、三つの間(「時間」「空間」「仲間」)がないといった課題がある。そのため、スポーツをするきっかけづくり、環境面からのサポートが必要となる。

最後に、スポーツを始めた後、ドロップアウトしてしまった層が存在する。飽きてしまった、面倒になったといった理由で継続しないという課題がある。そのため、スポーツを習慣にするための後押しが必要となる。

このため、これらの段階別の視点を考慮する必要がある。

そして、打ち手となる施策を実施するためには、政府はもちろんのこと、地方自治体、産業界等を含む様々な主体が分野を超えて連携して、点から面の活動として取り組んでいく必要がある。

「それぞれの取組はよいものであるのにうまく連携できていない」という指摘もあるところであり、想定される実施主体を考慮する必要がある。

以上を踏まえて、健康スポーツ部会で検討いただいた内容やスポーツ庁において実施したスポーツ実施率向上のための施策募集(パブコン:パブリック

コンペティション)の内容を取り入れ、本行動計画では、以下の3つの観点から、取り組むべき施策を取りまとめた。

[1] 施策の対象

- ① 全体
- ② 子供
- ③ ビジネスパーソン
- ④ 高齢者
- ⑤ 女性
- ⑥ 障害者

※なお、上述の整理においては、例えば、「ビジネスパーソンの女性」や「子供の障害者」といった、複数の対象に該当する者もありうる。

※この点につき、本行動計画では、⑤女性と⑥障害者について、重複する対象の施策(②子供、③ビジネスパーソン、④高齢者)をベースにしつつ、それぞれに特有の課題について、記述している。

[2] 施策の段階

- ① スポーツをする気にさせる施策
- ② スポーツをするために必要な施策
- ③ スポーツを習慣化させるための施策

[3] 施策に取り組むべき主体

- ① 国(政府)
- ② 地方自治体
- ③ 産業界(企業・スポーツ産業)
- ④ スポーツ団体
- ⑤ 医療福祉関係者
- ⑥ 学校

なお、本行動計画で取り上げた個々の施策は、必ずしも当該施策のみが独立しているものではなく相互に関連するものもあることに留意する必要がある。

また、「新たなアプローチ」は、これまでの常識にとらわれない発想の転換を意味し、「即効性のある取組」は、期限を区切った目標設定を意味している。以下、対象ごとの行動計画としての取組について記述する。

(1)全体に共通する取組

全体に共通する取組としては、まず、スポーツそのものの捉え方についての意識改革を図り、スポーツの概念を広げ、身近なものであるという意識を浸透させていく。そして、スポーツ無関心層に対して、スポーツ以外の分野との連携による誘引策を実施する。

その際、重要となる広報においては、ターゲットを明確にし、共感できる情報発信を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会等を間近に控えた機運の醸成とも連携しながら、普及啓発を実施していく。

また、スポーツをする際に重要となる指導者や仲間、場所のマッチング機能の整備や検索が可能なポータルサイトの開発等にも取り組んでいく。

加えて、関係省庁との連携を進めていく。特に、スポーツと健康というテーマにおいて関係の深い厚生労働省とは両省の連絡会議を通じ、連携した取組を推進する。

<スポーツをする気にさせる施策>

[スポーツの捉え方の意識改革]

①スポーツには、皆が楽しんで実施する身体活動も含まれるということを共有し、スポーツそのものの捉え方について意識改革を図る

- ・スポーツについて堅苦しく、つらいものとして考える必要もない、必ずしも勝ち負けにこだわるものでもないという意識を共有する。
- ・ウォーキング、散歩、ひと駅歩き、階段昇降等も含め、目的をもって楽しく体を動かせば、それがスポーツである。スポーツはアスリートのものだけではなく、みんなのものであるという認識の情報発信をしていく。

【国】

[広報普及活動の充実]

②ターゲットを明確にし、共感できる情報発信を行う

- ・スポーツに興味がない、嫌いであるといった無関心層を誘うため、スポーツとは異なる側面から共感を得る情報発信を行う。
- ・影響力の大きい者(インフルエンサー)を積極的に活用するとともに、身近な人、職場の同僚、家族からの口コミによる広がりを念頭に置いた広報戦略を展開する。
- ・一部の地方自治体で導入されている「健幸スポーツの駅」の設置、「健幸コンシェルジュ」・「健幸アンバサダー」の育成等の取組³も参考にし、地域

³ 新潟県見附市で取り組まれている事例。見附市は、住民が健康で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルを目指す Smart Wellness City 首長研究会の加盟自治体の一つ。

でのアプローチ手法の高度化を図る。

- ・企業と現役トップアスリートをマッチングする「アスナビ」の活用により、企業にスポーツを身近に感じてもらい、スポーツ実施のきっかけづくりを図る。
- ・YouTuberが視聴者のスポーツ参加を促す独創的な動画を作成し、一定期間公開し、総合的な評価基準によって優秀作品を決めるコンテストを実施する。
- ・スポーツ庁で実施するスポーツ実施率向上のための施策募集（パブコン：パブリックコンペティション）のように、広く政策立案に参加できるアイデアコンテスト等を開催し、スポーツを通じた健康づくりを皆で考えられる機会を作る。

【国、地方自治体】

③ オリンピック・パラリンピアンなどアスリートによる発信を行う

- ・スポーツ観戦は好きという層に対して、自らスポーツを実施することの素晴らしさを、憧れとなるオリンピックやパラリンピアンなどのアスリートから発信し、共感を得られるような取組を行う。

【国】

④ 東京オリンピック・パラリンピック大会等を契機とした発信を行う

- ・2020年（平成32年）に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた機運の醸成をいかし、一人ひとりが望むかたちでスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの楽しさについて発信する。
- ・2019年（平成31年）のラグビーワールドカップ、2021年（平成33年）のワールドマスターズゲームズ関西とも連動させた普及啓発活動を実施していく。

【国】

〔オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの全国展開〕

⑤ オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を控え、オリンピック・パラリンピックを題材にして、スポーツの価値や効果を再認識することを通じ、各個人のスポーツ実施に繋げていく。

【国、地方自治体、学校】

〔スポーツボランティアの促進〕

⑥ スポーツボランティア（ささえる）の参加促進に向けた取組を行う

- ・スポーツボランティアの参加人数は、近年増大しているところ、スポーツボランティアから「する」スポーツに興味を持ってもらえるよう、スポーツボランティアの参加促進に向けた取組を実施する。

【国、産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体】

[スポーツ以外の担当部局との連携]

⑦医療・健康・福祉等、他分野との連携を強化する

- ・次世代ヘルスケア産業協議会や日本健康会議、厚生労働省、経済産業省等との連携など、他省庁・他機関との一層の連携を図る。
- ・日本医学会総会や健康経営会議等、スポーツが貢献しうる関係学会やイベントとの連携も含めた協力体制を構築する。

【国、地方自治体、医療福祉関係者】

[新たなスポーツへのアプローチ]

⑧既存のスポーツでは取り込めなかったスポーツ未実施層を取り込む新たなスポーツの開発・普及等を行う

- ・スポーツが得意ではなくても楽しめる新たなルール・スタイルによるスポーツの開発・普及により、既存のスポーツでは取り込めなかったスポーツ未実施層を取り込んでいく。
- ・さらに、多くの人々が新たなスポーツの開発(アイデアコンテスト、ハッカソン等)にも興味を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していく。

【国】

⑨スポーツとは異なる視点からのスポーツ参加の促進

- ・位置情報を活用した携帯ゲームによって街に出て歩くようになったという事例などにも見られるように、スポーツをするという意識を持たなくても、楽しみながら体を動かすことができる仕組みづくりを促していく。

【国】

⑩大規模商業施設における顧客へのスポーツ実施の促進

- ・スポーツを実施しようと思っていない無関心層を中心に、例えば、買物に来たお客様に対してインセンティブを与える形で、店内を歩くことを促進する取組等について、産業界の協力を得ながら、様々な業態・店舗に拡大していく。

【産業界(企業・スポーツ産業)】

<スポーツをするために必要な施策>

[スポーツをする仲間づくり]

⑪ 一人一人が誘い合い、みんなでスポーツをする

- ・1人よりもみんなでスポーツをする方が健康面での効果が高いという調査結果があり、コミュニティの拡大にもつながることから、仲間を誘ってスポーツをすることの大切さを呼びかけていく。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)】

[スポーツをする場所の整備]

⑫ 既存設備や指導者の有効活用を図る

- ・官民が一体となってICTを活用することなどにより、地域が有するスポーツ指導者や公的スポーツ施設等の利便性向上や付加価値の向上を図り、スポーツ参加人口の増加やスポーツ施設の稼働率向上を通じて新たな指導ビジネスの創出、スポーツ施設の収入向上に資する取組を実証事業やガイドライン策定により支援する。
- ・「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」等とも連携し、廃校施設や余裕教室がスポーツ関係で有効活用されている事例を紹介する。
- ・地方自治体、企業それぞれがニーズとシーズを必ずしも共有できていないため、マッチングのためのシンポジウム等を開催する。
- ・学校施設(校庭・体育館等)の開放を推進する。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)、学校】

⑬ 総合型地域スポーツクラブを地域住民がもっと活用しやすいものにする

- ・総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC 全国ネットワーク)を中心として、総合型地域スポーツクラブが目指す目標(スローガン)を立てる。
- ・総合型地域スポーツクラブを活性化させていくため、既存の種目にとらわれず、レクリエーション要素を含む種目等の導入を図っていく。

【国、スポーツ団体】

[仲間や場所のマッチング]

⑭ スポーツをする仲間や場所を見つけるマッチング機能の拡充を図り、スポーツ機会を増やす

- ・スポーツをしたいときに、仲間や場所を見つけられるようなマッチングシステム(アプリなど)の普及促進により、スポーツの実施を促す。
- ・スポーツ教室やイベントに関する情報、また、総合型地域スポーツクラブの活動情報やスポーツ施設、ランニングコース等の情報に関して一括で検索することができるデータベース型ポータルサイトの創設支援や活用の促進を図る。そのために、地方自治体における施設情報等の開示を促し

ていく。

- ・時間帯や範囲に関するルールづくり、プレイリーダーや見守り役の配置、防球ネットの整備等により、公園等の身近な場所で安全にスポーツのできる空間を増やしていく。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体】

〔スポーツ関係者に向けた発信〕

⑮「スポーツ推進アクションガイド」の普及を図る

- ・スポーツ参画人口の拡大に寄与している好事例をとりまとめ、平成30年3月に策定された「スポーツ推進アクションガイド ～Enjoy Sport, Enjoy Life～」の普及を図る。
- ・スポーツ関係者は、「スポーツ推進アクションガイド ～Enjoy Sport, Enjoy Life～」を参照し、自らも実施可能なものについて導入していく。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体】

〔スポーツ実施に関わる人材の活用〕

⑯民間資格によるスポーツに関する人材の一層の活用を図る

- ・公益社団法人日本医師会が認定する「健康スポーツ医」、公益財団法人日本スポーツ協会が認定する「公認スポーツ指導者」、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認定する「障がい者スポーツ指導者」、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する「健康運動指導士」「健康運動実践指導者」と等の有資格者をいかして、スポーツ実施の促進を図る。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体、医療福祉関係者】

〔スポーツを実施するための機運醸成〕

⑰スポーツ庁等の主催によるイベントを実施する

- ・スポーツ庁をはじめ、公益財団法人日本レクリエーション協会やニュースポーツ系団体、世界ゆるスポーツ協会、健康関係団体等が連携・協働してできるイベントを開催し、楽しみながら体を動かす魅力を伝える。
- ・スポーツ活動強化月間(5月、10月)の設定等により関係団体が連携して子供・高齢者(三世代)が参加可能なスポーツ教室・イベントを実施する。
- ・公益財団法人笹川スポーツ財団が実施している「チャレンジデー」における地方自治体の参加を促す。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体、学校】

〔地方スポーツ推進計画策定の促進〕

⑱ 地方スポーツ推進計画策定の促進

- ・地方自治体はそれぞれの自治体で固有の事情を抱えているため、まずは、地域の課題を分析し、その課題に応じた打ち手を打っていく必要がある。そのため地方スポーツ推進計画の策定及び必要に応じた改定を促進する。その際、運動部活動の見直しに伴う環境整備について、適切に反映させる。
- ・課題の抽出、分析に加え、PDCA サイクルを回していくためには、JAGES⁴ プロジェクト等をはじめとした地域の客観的データと照会可能な形での連携を図ることを促進する。
- ・地方自治体は、スポーツ実施率の数値目標と実績を公表する。

【地方自治体】

〔表彰の実施〕

⑲ 地方自治体の取組の表彰の実施

- ・地方自治体のスポーツ実施の取組を表彰する。
- ・表彰自治体の取組をモデル事業として紹介し、横展開を促す。

【国、地方自治体】

＜スポーツを習慣化させるための施策＞

〔スポーツをすることによる効果のエビデンスの収集・発信〕

⑳ スポーツをすることによる効果を示した論文等を収集し、発信する

- ・スポーツの実施による健康面での効果を実感できると、スポーツを継続して実施していこうというモチベーションが高まるため、論文等の情報収集に努め、読みやすく、分かりやすい形で効果的に発信する。

【国】

〔スポーツを継続して実施してもらうための地方自治体の取組への支援〕

㉑ 「運動・スポーツ習慣化促進事業」の活用を促すとともに、成果の普及・広報に努める

- ・多くの住民が運動・スポーツに興味を持ち、習慣化を図る地方自治体事業への定額補助を行う「運動・スポーツ習慣化促進事業」の活用を促す（平成30年度は、市町村単位に限らず、都道府県も応募が可能。）。
- ・これまで実施してきた事業について、効果的な事例について成果の普及・広報を実施する。

⁴ Japan Gerontological Evaluation Study (日本老年学的評価研究)プロジェクト。健康長寿社会をめざした予防政策の科学的な基盤づくりを目標とした研究プロジェクトであり、全国40の市町村と共同し、30万人の高齢者を対象に調査し、全国の大学・国立研究所に所属する研究者が多面的な分析を進めている。

【国、地方自治体】

〔新たなビジネスの促進〕

②スポーツの実施によりインセンティブが図られる取組を促進する

- ・例えば、近年、基準歩数をクリアした場合には、保険料のディスカウントが図られるなど、インセンティブが付与されるタイプの保険商品も出てきているところ、生命保険協会等と連携を図り、スポーツ実施率を向上させるための取組を促進する。

【産業界(企業・スポーツ産業)】

〔継続的な取組とするための関連部署との連携〕

③まちづくり計画との連携

- ・地方においては自家用車での移動が主流となっているが、公共交通機関を利用しやすいように整備し、その利用を促進していくことによって、「歩く」ことが促進されるなどの効果もあることから、スポーツ担当部局だけではなく、健康に関する取組を実施している部局、まちづくりを担当している部局との連携を図っていく。

【地方自治体】

〔スポーツを実施する際の安全確保〕

④安全なスポーツ活動の支援

- ・個人での活動が中心となる種目(ウォーキング等)に関して、故障・事故に対する予防等について資料を作成する。
- ・スポーツイベント等における安全対策の普及啓発を実施する。

【国、地方自治体、スポーツ団体】

なお、いかに効果的・効率的な政策を打てるかという観点からは、全体に横串を刺すものとして、以下の視点も重要である。

〔関係機関との連携〕

⑤省庁・地方自治体の垣根を超えて、政策の連携を図る

- ・厚生労働省、経済産業省、国土交通省等関連省庁との連携を図っていく。
- ・国民の健康づくりを進める厚生労働省とは、生活習慣病対策、企業における従業員の健康づくり対策、メンタルヘルス対策等において積極的に協力し、両省の連絡会議の実施や主管課長会議での連携を図る。
- ・地方自治体においても、スポーツの担当部局、健康部局、障害福祉部局との連携を図っていく。

【国、地方自治体】

(2)子供向けの取組

- －生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎づくりが求められる。
- －幼児期に外遊びをよくしていた児童は日常的に運動し、体力も高い傾向にある。

子供向けの取組としては、幼児期からスポーツをするという気構えではなく、運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進する。公益財団法人日本スポーツ協会の「アクティブ・チャイルド・プログラム」(ACP)等の推進を図るとともに、それぞれの子供の得意な能力を伸ばせる取組を推進していく。

また、子供のスポーツ実施には親の影響も大きいことから、親に対して、子供のスポーツ実施の重要性を啓発し、親子で参加できるイベントの実施などにも取り組んでいく。

さらに、子供がスポーツをする場として大きな位置を占めているスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブのさらなる活性化を図っていく。

なお、学校運動部活動については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年3月スポーツ庁策定)に沿った取組を行うものとする。

<スポーツをする気にさせる施策>

[運動遊びの普及]

① 楽しみながら多様な動きを身に付けることができる運動遊びプログラムの普及を図る

- ・運動遊びプログラム(公益財団法人日本スポーツ協会(略称:JSPO)の「アクティブ・チャイルド・プログラム」(ACP)等)のプレイリーダーやインストラクターを養成し、普及を図る。

【国、地方自治体、スポーツ団体】

[子供の発達段階に応じた指導]

② 中央競技団体等による子供の発達段階に応じた取組の実施を図る

- ・中央競技団体等は楽しいを主眼に子供の発達段階に応じた指導者の養成やスポーツ教室の実施、アスリート(OB・OG)選手派遣等の取組を実施する。

【国、スポーツ団体】

[保護者へのアプローチ]

③特に幼児・児童の行動に大きな影響力を持つ保護者に対して、幼児期・児童期における運動の重要性を啓発する

- ・運動遊びプログラムの実施による活動量の変化を計測し、運動・スポーツの習慣化に与える効果のエビデンスとする。また、事例紹介を含め、その周知啓発を図る。
- ・親子で参加できるスポーツイベントの充実を図る。企業においては、家族参加を可能とする企業運動会等の実施を図る。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)】

[意欲を高める方策]

④子供がスポーツに対する苦手意識を持たず、得意な種目を見つけることなどによって、スポーツに対する意欲を高めることを促進する

- ・体力テストの結果から、個々の子供の得意種目のグループを伝えることで子供の意欲を高める民間団体の取組を支援する。
- ・スポーツに関する科学的知見に基づき運動能力を測り、個々の子供に合わせた練習方法を提供することにより、基礎的な運動能力を効率的に向上させる民間企業の取組を支援する。
- ・体育の授業においては、平成 29 年3月に公示された新小学校学習指導要領を踏まえ、運動が苦手な児童や運動に意欲的に取り組まない児童等に配慮し、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにする。

【国、産業界(企業・スポーツ産業)、学校】

<スポーツをするために必要な施策>

[スポーツをする場所・仲間づくり]

⑤スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの更なる活性化を図る

- ・学校や地域の実態に応じて、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域と学校が協働・融合した形でのスポーツ環境整備を進める。
- ・総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の連携による複数種目のスポーツ活動の実施を図る。
- ・放課後子供教室等での運動・スポーツの実施を推進する。
- ・学校施設(校庭・体育館等)の開放を推進する。

【国、地方自治体、スポーツ団体、学校】

<スポーツを習慣化させるための施策>

[幼児期運動指針の活用]

⑥ 幼児期運動指針に基づいた幼児期からの運動習慣づくりを推進する

- ・幼児期に体を動かして遊ぶことは、その後の運動習慣に影響を与えると考えられるため、幼児期運動指針やこれに基づく指導参考資料を活用し、また、「子供の運動習慣アップ支援事業」等による効果的な幼児期からの運動習慣の基盤づくりを推進する。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)、学校】

(3)ビジネスパーソン向けの取組

- ー特にスポーツ実施率が低い層。
- ー「忙しくて時間がない」「場所がない」ことが、スポーツを実施できない理由として挙げられている。

ビジネスパーソン向けの取組としては、日々忙しく、まとまった時間や場所が確保できない中でも気軽に取り組むことができるウォーキングや階段昇降等のスポーツの実施を促進していく。そのため、平成 29 年度より実施している「FUN+WALK PROJECT」⁵のさらなる推進を図っていく。

また、企業側からの働きかけが重要であることから、経営陣へのアプローチを強化し、従業員個人のスポーツの実施を促進する企業を認定する「スポーツエールカンパニー」⁶制度の推進に加え、働き方改革や「プレミアムフライデー」といった取組とも連携しながら進めていく。

なお、取組の実施に当たっては、経団連、商工会議所等とも連携しながら進めていく。

<スポーツをする気にさせる施策>

[スポーツに対する意識の改革]

①ちょっとしたことがスポーツであるという認識を普及させる。毎日 10 分又は週に 1 時間、スポーツをする時間を確保することを目指す

(例)

- * 通勤時、外出時等のちょっとした隙間時間にできるウォーキング、階段昇降がスポーツであるという認識を普及させる。
- * エレベーターやエスカレーターでの移動を階段移動に変えるなど、意識改善を図る。
- * 通勤時等にひと駅歩きをする。
- * 自分の中での「歩く」マップ(10 分コース、20 分コース)を作る。
- * 歩数計や歩数計アプリを活用して、自らの運動量を見える化する。
- * 業務中、メールや電話だけでなく、適度に直接会って話をする。
- * スポーツをするビジネスパーソンは格好いい、スポーツをすることは面白い、楽しいという印象を持たせる工夫をする。

【国】

⁵ スポーツ庁が推進している、気軽に取り組める「歩く」ことに着目し、「歩く」に「楽しい」を組み合わせることで、自然と歩く習慣を身に付けるプロジェクト。2017 年度は、ビジネスパーソンを主たる対象として、通勤時間や休憩時間等の隙間時間を活用して「歩く」ことを促進するため、「歩きやすい」服装での通勤を推奨した。

⁶ 社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を認定する制度。

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔企業における従業員のスポーツ実施のための取組の啓発〕

②企業において、従業員がスポーツを実施するための環境を整備する

(例)

- * 経営陣が積極的に従業員のスポーツ実施を促す。
- * オフィス内の階段利用促進や利用しやすくするための仕掛けづくりに取り組む。
- * 「プレミアムフライデー」の推進により、従業員がスポーツに取り組みやすい環境を作る。
- * 企業におけるスポーツ大会等を実施する。
- * 企業内の部活動が活動しやすい環境をつくる(費用・場所等)。
- * 自転車通勤を認め、シャワー・更衣室などを整備する。
- * 立ち会議の実施、昇降デスクの導入を図る。
- * 昼休み等の休憩時間を柔軟に取得できるようにする。
- * スポーツジムの利用やウォーキング大会への参加費などの補助を行う。
- * 「スマート・ライフ・プロジェクト」⁷等、他省・他機関等との連携を強化する。

【国、産業界(企業・スポーツ産業)】

〔スポーツの実施を支援する取組の促進〕

③「スポーツエールカンパニー」認定制度の更なる認知度向上と認定企業の拡大

- ・「スポーツエールカンパニー」の広報強化を図り、認定企業 500 社を目指す(2017 年度は 217 社)。
- ・認定企業の好事例について、効果的な横展開が図れるよう、優良事例の表彰、アンバサダーの委嘱、シンポジウムの開催等を実施する。
- ・2018 年度の「スポーツエールカンパニー」認定企業においては、スポーツ推進宣言とともに、企業の取組により、従業員のスポーツ実施率がどのように変化したか調査・報告を求める。
- ・「スポーツエールカンパニー」認定企業に対するスポーツ庁からの情報発信等の強化を図る。

【国、産業界(企業・スポーツ産業)】

④「FUN+WALK PROJECT」の推進を図る

- ・「FUN+WALK PROJECT」では、これまでの生活リズムを見直し、今までよ

⁷ 「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした厚生労働省の国民運動。適度な運動では、「毎日プラス 10 分の運動」が推奨されている。

りもプラス 10 分(約 1,000 歩)歩くことを推奨している。無理のない範囲で、通勤時間や昼食時間、休憩時間等を活用して、気軽に「歩く」ことからスポーツの習慣づくりを促す。

- ・2017 年度に取組を開始した『『歩きやすい服装』での通勤』の普及啓発に努め、引き続き推進するとともに、地方でも、休日でも取り組めるキーアクションを立案する。
- ・これらの取組の一体的推進を図り、本プロジェクトに共感する企業・地方自治体を増加させ、国民運動としての機運醸成を図る。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)】

＜スポーツを習慣化させるための施策＞

〔スポーツを実施することの広報強化〕

⑤「FUN+WALK PROJECT」の普及啓発において、「歩く」ことの効果を積極的に PR していく

- ・「歩く」ことにおけるエビデンスの提示・効果検証を実施し、プロジェクトの PDCA を図っていく。これらにより、目標の再設定などを行っていく。

【国】

〔生活リズムを変化させる〕

⑥朝時間の有効活用を PR する

- ・「早寝早起き朝ごはん」運動とタイアップする。
- ・朝、散歩やラジオ体操を行う。
- ・「ゆう活」の活用も含めた、朝早くからの業務スタイルを推奨する。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)】

(4) 高齢者向けの取組

- ースポーツにより生活習慣病の改善や介護予防等が期待される。
- ー世代別にみると相対的にスポーツ実施率の高い層であり、体力の低下にも考慮して、スポーツを継続できる環境づくりが必要。

高齢者向けの取組としては、無理なく実施できる運動遊び、レクリエーションプログラムの活用・普及を図り、スポーツの効果を感じながらできるだけ長くスポーツを楽しめる環境整備を図っていく。

また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、普段、高齢者と接する機会の多い、保健師やかかりつけ医との連携を図り、スポーツへの誘引を図る。

さらに、高齢者は地域コミュニティの中での活動が中心となることから、地方自治体における地方スポーツ推進計画の策定や関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促していく。

<スポーツをする気にさせる施策>

[高齢者でも可能なスポーツの普及]

① 運動遊び、レクリエーションプログラムの普及

- ・スポーツ・レクリエーション活動のプログラムの活用・普及を図る。
- ・新たなスポーツで開発されたスポーツの中には、高齢者も無理なく参加できるスポーツも存在するため、これらのスポーツの活用・普及を図る。

【国、地方自治体、スポーツ団体】

[気づきの機会の提供]

② かかりつけ医、保健師等との連携

- ・退職により、生活の中心がこれまでの勤務先から地域に変わる者も多いところ、当該人物の日々の健康状態をよく知るかかりつけ医や保健師等によるスポーツプログラム等の紹介が可能となるよう、連携を図る。

【国、地方自治体、医療福祉関係者】

[身近なコミュニティにおけるスポーツ機会の提供]

③ 老人クラブ連合会と連携し、高齢者の身近なコミュニティにおいてスポーツの効能の普及啓発やスポーツ・レクリエーション活動を行う機会を確保する

- ・公益財団法人全国老人クラブ連合会と連携し、高齢者の身近なコミュニティにおいてスポーツの効能の普及啓発やスポーツ・レクリエーション活動を行う機会を確保する。

【国、地方自治体】

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔地方スポーツ推進計画の策定の促進〕

④地方スポーツ推進計画策定の促進(再掲)

- ・地方自治体はそれぞれの自治体で固有の事情を抱えているため、まずは、地域の課題を分析し、その課題に応じた打ち手を打っていく必要がある。そのための地方スポーツ推進計画の策定を促進する。
- ・課題の抽出、分析に加え、PDCA サイクルを回していくためには、JAGES プロジェクト等をはじめとした地域の客観的データと照会可能な形での連携を図ることを促進する。
- ・地方自治体は、スポーツ実施率の数値目標と実績を公表する。

【地方自治体】

〔表彰の実施〕

⑤地方自治体の取組の表彰の実施(再掲)

- ・地方自治体のスポーツ実施の取組を表彰する。
- ・表彰自治体の取組をモデル事業として紹介し、横展開を促す。

【国、地方自治体】

＜スポーツを習慣化させるための施策＞

〔継続的な取組とするための関連部署との連携〕

⑥まちづくり計画との連携(再掲)

- ・地方においては自家用車での移動が主流となっているが、公共交通機関を利用しやすいように整備し、その利用を促進していくことによって、「歩く」ことが促進されるなどの効果もあることから、スポーツ担当部局だけではなく、健康に関する取組を実施している部局、まちづくりを担当している部局との連携を図っていく。

【地方自治体】

(5) 女性向けの取組

- －男性と比較してスポーツ実施率が低い。
- －スポーツの実施における女性特有の課題に対応した促進策が必要。

女性向けの取組としては、女性のスポーツ実施の促進、阻害要因を考慮したアプローチを進めていく。

妊娠中など激しい運動ができないときでも無理なく体を動かせるプログラム開発や気軽にスポーツを実施できる環境整備を支援していく。

また、女子中学生のスポーツ実施の二極化や、食べない・運動しないことによる痩せすぎ、身体機能の低下も懸念されていることから、正しい知識の浸透を図るとともに、スポーツをすることの効果を出しつつ、「女性のスポーツ促進キャンペーン(仮称)」を実施する。

さらに、公益財団法人日本スポーツ協会において設置された女性スポーツ委員会とも連携を図っていく。

＜スポーツをする気にさせる施策＞

[特性に応じたスポーツ実施促進のためのアプローチ]

① スポーツを実施していない女性に対するアプローチの実施

- ・妊娠中など激しい運動ができないときでも無理なく体を動かせるプログラムを開発する。
- ・「女性のスポーツ促進キャンペーン(仮称)」を実施する。

(アプローチの例)

- * 中学生から高校生になる際に、スポーツから離れる人が多く、学校部活動等以外でのスポーツ実施の場所の確保を図る。
- * 激しい運動ばかりではなく、ゆったりスポーツを楽しむことの発信を行う。
- * メタボ対策では、食事の節制が中心となるが、若い女性に対しては、過剰な「やせ願望」に陥る例も多いことから、「食べてスポーツをする。」ということを訴えていく。

【国、産業界(企業・スポーツ産業)、学校】

② 都道府県ごとに女性スポーツアンバサダーを任命し、普及啓発に活用する

- ・都道府県の特徴をいかし、格好良くスポーツ活動するロールモデル、オピニンリーダー、モデル等を起用する。

【国、地方自治体】

〔スポーツの必要性の普及促進〕

③健康問題に対する働きかけ

- ・「食べない」「運動しない」ことによる健康への影響を発信しつつ、女性に対するスポーツ実施の普及啓発を図る。
- ・女性の中で人気のあるヨガやピラティス等をきっかけとしての普及啓発を図る。
- ・子供の頃から異年齢の人とスポーツをする機会を持つ、体を動かすと脳の機能がよくなるということも含めて、親子で理解する仕組みづくり。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)、医療福祉関係者】

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔女性がスポーツをしやすい環境づくり〕

④女性が参加しやすい施設づくり

(例)

- * 女性が一人でも参加しやすいように、シャワー・更衣室等の環境面の改善を図る。
- * スポーツプログラムやウォーキング大会においては、体力面なども女性に考慮して立案する。
- * 例えば、母親がスポーツクラブへ行っている間に子供を預かってもらうことができるなど施設・人員面で配慮を行う。
- * 曜日や時間帯等も考慮しつつ、ショッピングモールなどの女性が立ち寄りやすい場所で、気軽にスポーツを実施できる環境を作る。
- * 夜走れる場所や、激しいスポーツだけではなくゆるいスポーツも楽しめる環境づくりを図る。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)】

⑤子供と一緒にスポーツができる環境づくり

- ・子供がスポーツを実施している際、送迎を行っている親(父親も対象とする)がスポーツをできる環境を整備する。

【産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体】

⑥日本スポーツ協会における女性スポーツ委員会との連携

- ・2018年(平成30年)3月に発足した公益財団法人日本スポーツ協会における女性スポーツ委員会との連携を図っていく。

【国、スポーツ団体】

＜スポーツを習慣化させるための施策＞

〔日常生活で気軽に続けられる仕組みづくり〕

⑦ 日常生活の場でのスポーツ実施の促進

- ・曜日や時間帯等も考慮しつつ、ショッピングモールなどの女性が立ち寄りやすい場所で、気軽にスポーツを実施できる環境を作る。(再掲)

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)】

⑧ 子供と一緒にスポーツができる環境づくり(再掲)

- ・子供がスポーツを実施している際、送迎を行っている親(父親も対象とする)がスポーツをできる環境を整備する。

【産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体】

(6) 障害者向けの取組

- －スポーツ実施率が、20.8%（平成 29 年度調査）と極めて低いほか、非実施者の 80%超が無関心層。
- －障害者はスポーツの機会・情報が限られていることや「ささえる」人材の確保が必要不可欠であることなどから、健常者を巻き込んだ取組が必要。

障害者向けの取組としては、障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境整備を図るとともに、障害者がスポーツの価値・楽しさを体験できる「Special プロジェクト 2020」の取組等を実施していく。また、障害当事者以外に対しても障害者スポーツ種目の体験・理解の促進を図っていく。

また、自分と同じ障害を持つ人などがスポーツをしようと思ったときの参考とするため、ロールモデルの提示により、スポーツをするきっかけづくりを促していく。

さらに、障害者スポーツを「ささえる」人材として、障害者スポーツを指導する人材育成等にも取り組んでいく。

<スポーツをする気にさせる施策>

[障害者がスポーツの価値・楽しさを体験できる取組の促進]

①「Special プロジェクト 2020」の推進

- ・特別支援学校の児童生徒がスポーツの楽しさや感動を体験できる取組として、2020 年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデルづくりを進める。

【国、地方自治体、産業界、学校、スポーツ団体】

②ロールモデルの提示

- ・障害を持つ人たちがどのようにスポーツに取り組んでいるのか、スポーツができる施設や具体的な方法などの情報を含めて、ロールモデルとして、障害当事者に対して情報提供を図る。

【国】

[気づきの機会の提供]

③障害当事者以外に対する障害者スポーツ種目の体験・理解の推進

- ・特別支援学校関係の PTA や、特別支援学校や特別支援学級の担当教員、障害者福祉施設・関連サービスの関係者など、障害当事者との接触が多い人々に対して、障害者スポーツ種目の体験の機会の提供など、理解増進を図る。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)、学校、医療福祉関係者】

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔地域における障害者スポーツの環境整備〕

④身近な場所でスポーツを実施できる環境整備

- ・各地域における課題に対応して、例えば医療・福祉施設との連携や総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加促進等により、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る。
- ・また、特別支援学校では中学校・高等学校に比べて運動部活動の実施環境が限られていることも踏まえ、地域のスポーツクラブ等と連携した運動部活動の設置など、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。

【国、地方自治体、学校、医療福祉関係者】

⑤障害者スポーツを指導する人材の育成

- ・障害者スポーツを指導する人材として、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認定する「障がい者スポーツ指導者」等の養成を促進し、総合型地域スポーツクラブなどでの活用促進を図る。
- ・公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者や学校教員等に対して、「障がい者スポーツ指導者」の取得の促進等を図る。

【国、産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体、医療福祉関係者】

〔障害者スポーツ団体の体制整備〕

⑥障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる

【国、産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体】

＜スポーツを習慣化させるための施策＞

〔日常生活で気軽に続けられる仕組みづくり〕

⑦日常生活の場でのスポーツ実施の促進

- ・障害者が日常的に立ち寄りやすい場所で気軽にスポーツを実施できる環境を作る。

【国、地方自治体、産業界(企業・スポーツ産業)、医療福祉関係者】

4. スポーツ実施率向上のための行動計画の期間

本行動計画は、「1. スポーツ実施率向上のための行動計画の目的」で述べたとおり、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」という姿を目指し、スポーツ実施率向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組をまとめたものである。

また、新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的な施策については、今後、半年から1年をかけて「スポーツ実施率向上のための政策パッケージ」としてとりまとめることとしているため、本行動計画に位置付けた施策については、当該政策パッケージの策定までに着手することが求められる。

5. スポーツ実施率向上のための行動計画の評価

本行動計画に位置づけられた施策については、今後開催されるスポーツ審議会健康スポーツ部会において、EBPM(Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)の観点に留意しつつ、その進捗状況をフォローアップしていく。

フォローアップ時の評価により、その進捗が遅れている施策については、その課題を明らかにし、取組の加速化等を検討していく。

また、フォローアップにより明らかになった新たに対応を要する課題、新たに取り組むべき施策については、逐次、検討を行い、今後、策定することとされている「スポーツ実施率向上のための政策パッケージ」に盛り込んでいく。

6. 終わりに

本行動計画においては、「成人の週1回以上のスポーツ実施率 65%程度(障害者は 40%程度)」の達成に向けた新たなアプローチや即効性のある取組として、58(再掲を含む)の施策をとりまとめた。

スポーツを通じた健康増進については、徐々にその必要性や効果が浸透しつつある。しかし、個人個人の行動変容を促し実行に移すハードルが高いことが課題であることから、より多くの実施主体が、本行動計画を踏まえて積極的に行動していくことが求められる。

また、今後、スポーツ審議会健康スポーツ部会においては、新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的な施策を「スポーツ実施率向上のための政策パッケージ」として取りまとめるべく、検討が進められる。本行動計画の着実な実施を図りつつ、効果的なパッケージの策定が望まれる。

スポーツ審議会健康スポーツ部会における審議経過

第1回(平成 29 年 9 月 20 日)

- (1) スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則について
- (2) 部会長等の選任等について
- (3) 今後の審議の進め方について
- (4) スポーツ参画人口の拡大に関する政府の取組について

第2回(平成 29 年 11 月 27 日)

- (1) 地方自治体における取組について
- (2) ビジネスパーソン向けの取組について
- (3) 平成 28 年度体力・運動能力調査の結果について

第3回(平成 30 年 2 月 27 日)

- (1) 「スポーツの実施状況等に関する世論調査」等の結果について
- (2) 障害者向けの取組について
- (3) 子供向けの取組について
- (4) 総合型地域スポーツクラブに関する実態調査の結果について

第4回(平成 30 年 3 月 26 日)

- (1) 女性向けの取組について
- (2) パブコンの結果について
- (3) スポーツ実施率向上のための行動計画骨子案について

第5回(平成 30 年 5 月 11 日)

- (1) スポーツ実施率向上のための行動計画案について

(参考資料2)

スポーツ審議会健康スポーツ部会委員名簿

◎は部会長、○は部会長代理

- 泉 正文 公益財団法人日本スポーツ協会副会長兼専務理事
後山 礼 株式会社博報堂テーマビジネス開発局アカウントディレクター/ビジネスプロデューサー
- 大久保菜穂子 順天堂大学スポーツ健康科学部准教授
工藤 保子 大東文化大学スポーツ・健康科学部スポーツ科学科准教授
久野 譜也 筑波大学大学院人間総合科学研究科スポーツ医学専攻教授
小松原 祐介 健康保険組合連合会保健部長
近藤 克則 千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門教授、国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター老年学評価研究部長
左三川 宗司 一般社団法人日本経済団体連合会政治・社会本部統括主幹、オリンピック・パラリンピック等推進室長
- 高崎 尚樹 株式会社ルネサンス取締役専務執行役員
津下 一代 あいち健康の森健康科学総合センターセンター長
友添 秀則 早稲田大学スポーツ科学学術院教授、公益財団法人日本学校体育研究連合会副会長
- 豊岡 武士 静岡県三島市長
中村 和彦 山梨大学教育学部長、大学院教育学研究科長
萩 裕美子 東海大学大学院体育学研究科長、体育学部教授
早野 忠昭 一般財団法人東京マラソン財団事業担当局長
藤田 紀昭 日本福祉大学スポーツ科学部長
増子 恵美 公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会書記
松永 敬子 龍谷大学経営学部教授
村上 英人 全国町村会理事、宮城県蔵王町長
吉田 伊津美 東京学芸大学教育学部教授、学長補佐
- ◎ 渡邊 一利 公益財団法人笹川スポーツ財団理事長

※五十音順、敬称略。